

子どもたちの農業・農村体験学習推進事業（新規）

1 趣旨

国民の農業・農村に対する理解と関心を深めて、「食」と「農」の距離を縮めるとともに、都市と農山漁村を双方向で行き交うライフスタイルの実現を図り、さらに、次代の農業を担う人材を確保・育成していくためには、子どもの頃から農業・農村に親しみを感じる体験が重要である。

一方、子どもたちの健全な育成を図る上で、自然体験・奉仕体験活動の重要性が強く指摘されており、平成14年度から新学習指導要領にもとづき、「総合的な学習の時間」など、ものづくりや体験活動に積極的に取り組むこととされている。

様々な体験活動の中でも、農作物の栽培や家畜の世話、農山漁村の豊かな自然や用水路・ため池など身近な水辺での遊びや水生動植物の観察等の農業・農村体験は、農業・農村に対する理解と関心を深めるのみならず、自然や生き物との触れ合いを通じて、豊かな人間形成を図るうえでも大きな役割を果たすことが期待されている。

しかしながら、教員の農業に関する技術や知識・情報の不足、農園確保の困難さ、農村地域の受入体制整備の遅れ、外部の指導者不足等の理由により、農業体験学習を行っている小・中学校は全国で52%にとどまっており、都市部等周辺に農地が全くない小・中学校では8割で実施されていない状況にある。

このため、文部科学省等と連携を図りつつ、子どもたちの農業・農村体験学習等を推進するための体制づくりや条件整備を行うものとする。

2 事業内容

(1) 子ども農業体験学習中央推進事業

教育関係機関と農業関係機関との連携の下、農業体験学習の全国的な推進体制の整備、指導マニュアル等の作成、シンポジウム開催等を行う。また、文部科学省と連携して、モデル地区を設定し、当該地区での体験学習の受け入れを行うとともに、学校教育における農業体験学習の効果的な進め方を検討する。

(2) 子ども農業体験学習都道府県推進事業

教育機関との連携の下、都道府県における農業・農村体験学習の推進体制の整備、副読本の作成、教職員に対する研修、コンクール等普及啓発活動、体験学習指導者の養成、県内重点地区における農業体験組織づくり等を実施。

(3) 子ども体験学習地区推進事業

教育機関との連携の下、地域における農業・農村体験学習の推進体制の整備、啓発活動の実施、農業生産の流れを体系的に理解するための事前・事後学習の実施、農作業・販売体験の実施や水生動植物の観察等に必要簡易な施設整備、体験学習指導者の設置、体験ほ場の確保、教育関係者との交流会の開催等を実施。

農山漁村部の市町村において、子どもたちの都市農村交流機会の増大を図るため、都市部の教育関係者と連携しつつ、修学旅行や夏休み、週末等を利用した農業・農村体験を行う都市部の小中学生の受入体制を整備。

(4) 子ども農業体験学習総合支援事業

小・中学校における体験学習に関する調査研究等、農業体験学習に役立つデジタルコンテンツの開発と Web サイトでの情報提供、ソフトウェア開発改良、農業体験学習に協力する指導者の研修等を実施。また、民間の農業研修教育施設を活用して、都市部の小・中学生等に農業体験学習の機会を提供するとともに、これに必要な施設を整備。

3 事業実施主体 (1)全国団体、(2)都道府県等、 (3) 市町村、土地改良区、農協、特認団体、 市町村等、(4)民間団体

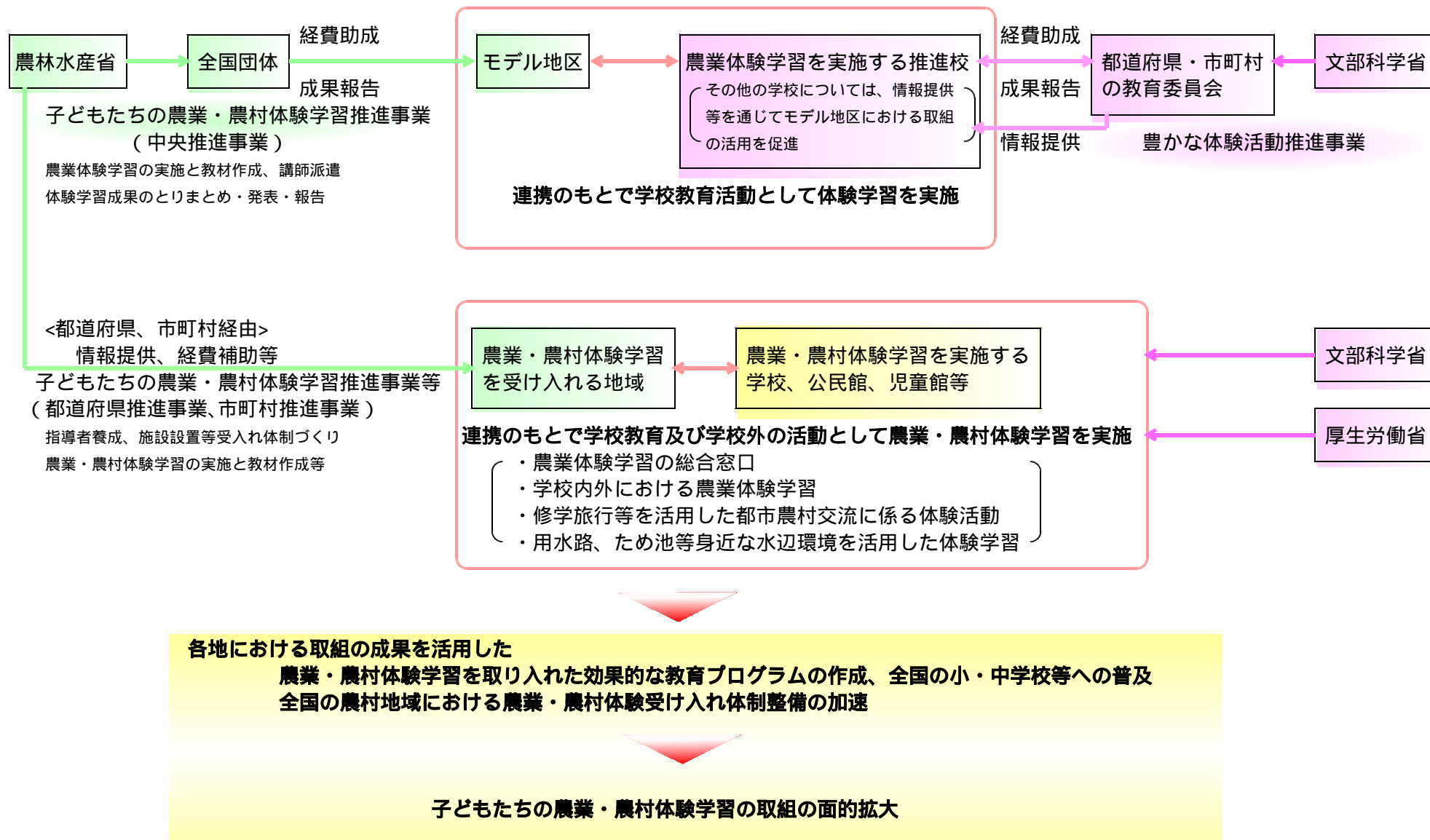
4 事業実施期間 平成15年度～平成16年度

5 補助率 (1)及び(4)定額、(2)及び(3)1/2以内

6 平成15年度概算要求額 896,331(0)千円

[担当課：経営局女性・就農課]

子どもたちの農業・農村体験学習の推進における関係府省との連携について



森林・林業体験学習の現状

1 新たな林政における位置づけ

「森林・林業基本法」(平成13年7月公布・施行)では、森林の有する多面的機能の発揮に関する施策として、教育のための森林利用の促進を、新たに位置づけ。

また、林業の持続的かつ健全な発展に関する施策の中で、教育、研究及び普及の事業の充実等を明記。

「森林・林業基本計画」では、「森林環境教育の推進」、「森林・林業の体験学習」を明記。

また、森林・林業基本計画(参考付表)では、子どもたちをはじめ、広く国民に森林体験学習等の機会を提供していく際の目安として、森林体験学習等の受入数の目標300～400万人日を提示。

森林・林業基本法における位置づけ

第17条(都市と山村との交流等)

国民の森林及び林業に対する理解と関心を深めるとともに健康的でゆとりのある生活に資するため、都市と山村との交流、保健又は教育のための森林利用の促進等。

第20条(人材の育成及び確保)

効率的かつ安定的な林業経営を担うべき人材の育成及び確保を図るため、教育、研究及び普及の事業の充実等。

森林・林業基本計画(要旨抜粋)

【森林環境教育の推進】

・森林環境教育や山村生活体験など様々な体験活動の推進に必要な人材育成、プログラム開発、情報提供、子どもたちが体験活動を行う機会の提供等を推進。

【人材の育成及び確保】

・次世代の林業を担う青少年等に対し森林及び林業の体験学習等を推進。

(参考)森林体験学習等の受入数の目標 (単位:万人日)

	平成12年	平成32年
森林体験学習等の受入数	35～40	300～400

資料:森林・林業基本計画の参考付表

2 森林・林業体験学習の取組の現状

(1) 学校外における森林・林業体験学習

地域の子供会やPTA等と林業関係者が連携して、緑の少年団活動や森の子くらぶ活動など様々な活動を実施。

森の子くらぶ活動

文部科学省が進める「全国子どもプラン」と連携し、一般から広く参加を希望する子どもたちを募集して入門的な森林・林業体験活動を行う「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を展開中。

緑の少年団活動

緑の少年団は、次代を担う青少年の育成を目的とする自発的な団体で、学校若しくは地域を単位として設立されており、緑の募金等の奉仕活動、植林、下刈等の学習活動等を中心に活動。平成14年1月現在、4,111団体、約33万人。

(2) 学校教育と連携した森林・林業体験学習

学校教育の中で、林業普及指導事業を活用した森林・林業体験学習を実施。

また、林野庁森林技術総合研修所では、教職員を対象として「森林環境教育研修」を実施。

森の子くらぶ活動推進プロジェクト(林野庁・文部科学省連携)

- (実施場所) 県民の森、市町村の森、国有林等
(活動内容) 植林、下刈り作業等の森林づくり活動
森林環境学習
野鳥観察などの自然観察
木工・炭焼きなどのものづくり体験等

H12年度参加者数 : 18万1千人日

H13年度参加者数 : 23万9千人日

緑の少年団について

・活動内容

- 奉仕活動 ... 緑の募金、公園・緑地の清掃、パトロール
学習活動 ... 野鳥観察、森林学習、植林・下刈作業
全国行事への参加 ... 全国植樹祭、全国育樹祭への参加、
緑の少年団全国大会

団数及び団員数の推移

(社)国土緑化推進機構調べ

年	H7	H10	H14
団 数(団)	2,729	3,764	4,111
団員数(千人)	261	271	330

森林・林業体験学習の状況(H13年度実績)

林業普及指導事業の一環として、学校教育と連携して行われる森林・林業体験学習の参加者数。

【 約133,000人 】

林野庁業務資料

(3) 森林・林業体験学習実施の場の現状

学校林

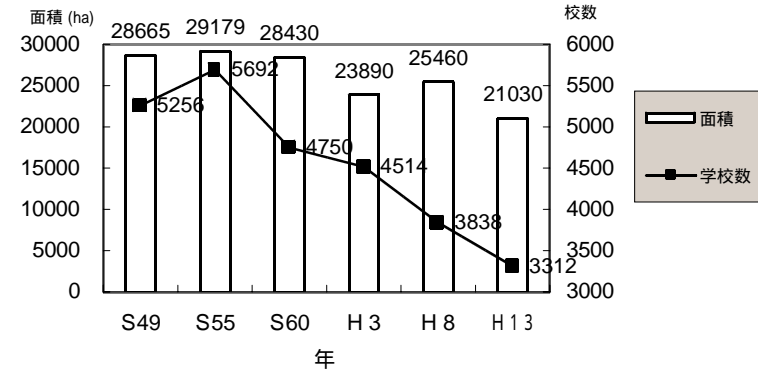
- ・ 学校林は、森林・林業教育の身近で継続的な活動の場として整備が望まれているところ。
- ・ しかしながら、学校林の保有校数は、昭和55年の5,692校をピークに学校の統廃合等により減少傾向。平成13年時点で小・中学校、高等学校合わせて3,312校(面積21,030ha)となっており、全学校数約40,800の約8%。
- ・ その保有形態は、分収契約が最も多く、次いで所有、借地の順となっている。
- ・ 学校林の活用状況は、自然観察、植林、間伐など様々であり、中には、森林ボランティア団体が子どもたちの活動を支えるために、下草刈り等の管理を担っている事例もある。

森の子くらぶ活動の受入可能施設

「森の子くらぶ活動」を実施する上で、活動プログラム、指導者等の環境が整備されている施設を森の子くらぶ受入可能施設として登録。

平成14年5月現在、305施設を登録。

学校林の保有校数及び面積



資料: 学校林現況調査報告書(平成8年国土緑化推進機構調査)

学校林の活用状況

- ・ 栃木県小山市の羽川小学校と羽川西小学校(児童数合計約1,000名)は、両校共通の学校林として「羽川学習林」を保有。
- ・ 生活科、理科などの授業や、愛鳥委員会、自然探索クラブなどの課外活動の場として活用。
- ・ 羽川小学校卒業生ら地元住民約30名で構成されるボランティアグループがその管理を実施。

(4) 国有林野事業における森林・林業体験学習の取組

国有林野事業では、教育関係機関と連携して森林教室等を開催したり、学校の授業や教育関係者への研修の実施に対し、講師として職員を派遣。

教育関係機関と連携した森林・林業体験学習の取組状況

(平成13年度)

連携相手方	回数			参加者数			主な内容
	計	国有林	学校等	計	国有林	学校等	
小学校	368	235	139	18,178	12,571	6,248	・体験林業(植樹、枝打、除伐、間伐等) ・自然観察 ・木工教室 ・歩道整備 ・森林・林業行政の説明 ・教職員研修
中学校	117	90	30	4,453	3,371	787	
高校・大学	39	38	1	1,555	1,545	10	
教育委員会	44	37	8	3,057	2,085	989	
その他	22	12	10	1,000	521	479	
合計	590	412	188	28,243	20,453	8,513	

注 1) 「国有林」及び「学校等」は、実施箇所を示す。

2) 計は重複分をカウントしないため、実施箇所の合計値と一致しない。

「ふれあいの森」や「学校分収林」を通じて森林・林業体験学習の活動の場を提供。

森林・林業体験学習へのフィールドの提供

対象	箇所数	面積	回数	主な取組内容
ふれあいの森 (平成14年度末現在)	92	2,278 ha	418 (H13)	植林・下刈り等の森林整備、森林教室等
学校分収林 (平成12年度末)	1,906	6,741 ha	62	下刈り、枝打ち、間伐等の森林整備等

市町村、教育関係機関等との連携等により、森林・林業体験学習教材、プログラム等ソフトを作成。

森林・林業体験学習の課題と対応方向

1 課題

(1) 「総合的な学習の時間」等の導入への対応

総合的な学習の時間の導入、学校教育法と社会教育法の改正、完全学校週5日制の実施により、自然体験や社会奉仕など様々な体験活動が促進されることから、今後、次のことが課題。

これまで以上に、森林・林業に関する様々な体験機会を提供していく取組が必要。

教育関係機関との更なる連携が必要。

体験学習実施の受け皿を充実させることが必要。

教育課程への「総合的な学習の時間」の導入

学習指導要領の改正により、自ら学び考える力の育成、学び方や調べ方を身につける学習の時間を平成14年度から新設。小・中学校で完全実施。年間授業時間の約1割を割当。

小学校3年生以上 105～110時間

中学校 70～130 "

高等学校については、平成15年度から実施。卒業までに105～210時間を割当。

学校教育法と社会教育法の一部改正(H13.7)

多様な体験を通じて子どもたちの豊かな人間性を育成するため、社会奉仕体験活動、自然体験活動等の充実に努めるよう平成13年度に一部改正。

完全学校週5日制の実施

学校、家庭、地域社会での教育や生活全体で、子どもたちの「生きる力」をはぐくみ、健やかな成長を促すために平成14年度から完全実施。

(2) 学校林などでの体験学習の実施における課題

増加する森林・林業体験学習の受入要請に適切に対応するため、国有林を含め、今後、次のことが課題。

指導者の養成確保。

学校に近くて活用しやすい学校林の確保など、体験学習実施の場の充実等受入体制の整備。

効果的に体験学習を実施するための目的・年齢層に応じたプログラムの整備。

体験学習の実施希望者に対し、指導者、実施フィールド、プログラム、教材等実施に必要な情報を適切に提供する体制の整備。

学校林を保有できない都市等の学校への学校林活動の機会等の提供。

森林・林業体験の受け入れに関する課題(都道府県アンケートより)

回答内容	割合
指導者や総合的なコーディネーターの養成・確保	28%
安全で身近な実施フィールドの整備・確保	21%
総合的な情報の提供体制の整備	14%
対象者の知識や能力に応じたプログラムの作成	14%
活動の予算面での支援や支援組織の設立	13%
教育関係機関との連携	10%

林野庁業務資料

学校林の必要性

是非とも必要	13%
必要	54%
必要と思わない	14%
その他	19%

学校林の活用状況

1～2回	23%
3～5回	4%
6回以上	8%
活用せず	65%

資料:学校林現況調査報告書(平成8年国土緑化推進機構調査)

学校林の林齢・学校からの距離

林 齢	30年以下	32%
	31～45年	39%
	46年以上	29%
学校からの距離・時間	校内・隣接地	14%
	1km・15分以内	17%
	4km・1時間以内	31%
	それ以上	38%

資料:学校林現況調査報告書(平成8年国土緑化推進機構調査)

2 対応方向

(1) 指導者の養成・確保

森林・林業体験学習実施の増大に対応して、企画立案、安全確保、指導方法等の知識を備えた指導者の養成・確保及び活用を図るため、以下の点を推進。

教職員等を対象として、指導者養成のため、児童・生徒の興味を引きつける体験学習の指導方法、実施時の安全確保等についての研修の機会を提供。

森林・林業関係者を対象として、体験活動の企画・運営・評価のための研修を実施。

森林・林業関係者や地域関係者、NPO等から、体験学習の指導者となり得る者を募集・登録。

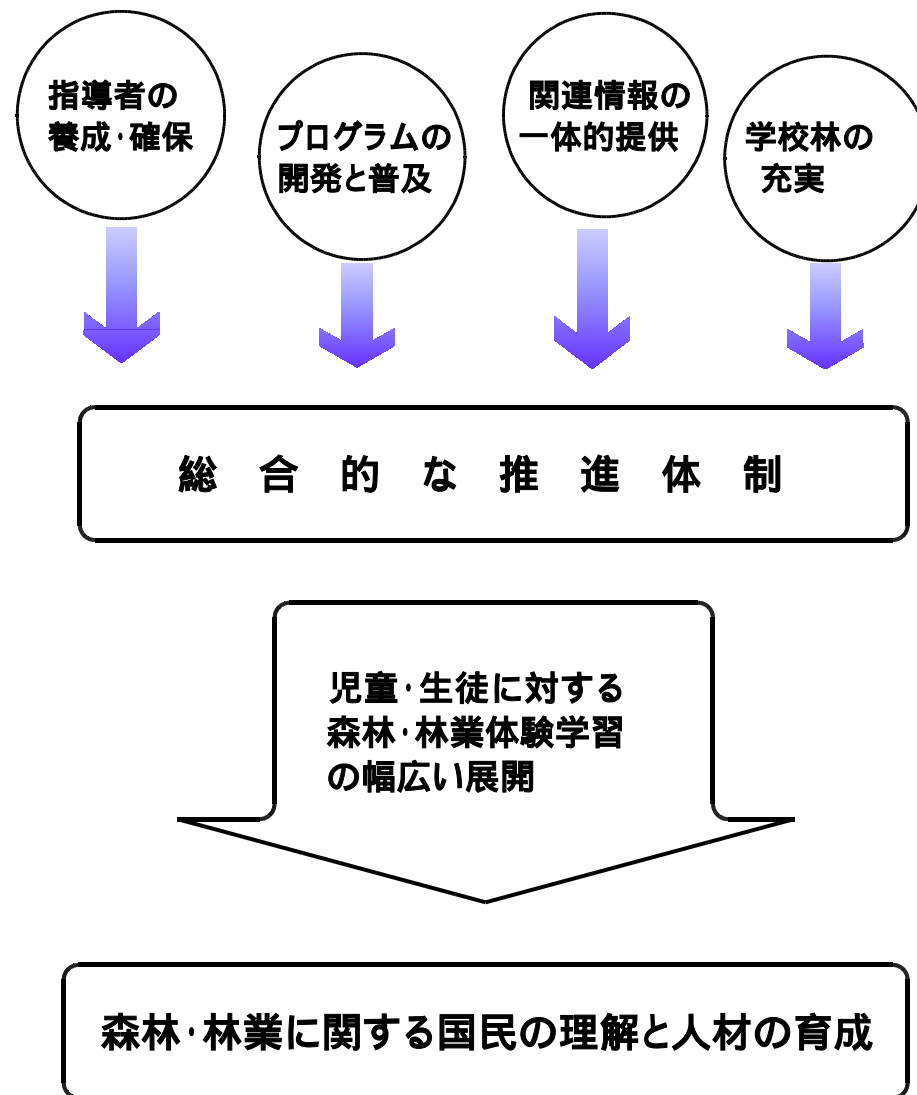
(2) プログラムの開発と普及

経験の乏しい指導者でも体験学習に取り組み易いよう、学校教育の教育課程と密接に関連した、森林・林業教育に関する学年に応じた体系的、標準的なプログラムの開発と普及を推進。

(3) 関連する情報の一体的提供

教育現場や一般からの問い合わせに対し、プログラム、指導者、フィールドとなる森林、森林教室の日程等の情報を一体的に提供する仕組みの整備、全国的な情報の受発信等を推進。

森林・林業体験学習の総合的な推進のイメージ



(4) 学校林の充実

森林・林業体験学習の場の充実を図るため、今後、学校林の整備・活用について、以下の点を推進。

学校林を新規に確保する意欲のある学校に対し、学校林として森林を提供する意志のある森林所有者に関する情報提供等による学校林の新規確保の促進。

教員等の学校林活動の指導者に対し、学校林の具体的な活用手法等に関する普及啓発の実施。

学校林を確保し難い都市部等の学校と学校林を保有する学校との交流活動の促進。

整備が必要となっている学校林において、保護者等のボランティアによる整備活動の促進。

国有林を活用して、教育側の意向を踏まえた新たな学校林の設定(「遊々の森」(仮称))や学校分収林の設定の推進。

3 平成14年度森林・林業体験学習関連予算

森林・林業教育総合推進事業（新規）

49,532千円

文部科学省との連携のもと、平成14年度から教育課程へ導入される「総合的な学習の時間」における森林・林業教育の導入促進が必要であることから、体系的教育プログラムの開発・普及を行うとともに、林務と教育の各部局の連携体制のもと、実施方針・実施計画に基づき、森林・林業体験学習のモデル的实施、指導者の養成等を行う。

また、森林・林業教育の普及及び実施状況についての分析・評価のためのワークショップ開催により、森林・林業教育の幅広い展開を図る。

1 事業内容

(1) 森林・林業教育の指導者の養成

教職員等を対象とした、経験に応じた森林・林業教育の指導者セミナーの開催。

(2) 学校教育と連携した森林・林業体験学習の推進

「総合的な学習の時間」における、年間計画に即したモデル的森林・林業体験学習の実施、必要な教材等の整備等。

(3) 森林経営インターンシップの推進

(4) 森林・林業教育総合プログラム「もりと学ぶプログラム」の開発と普及

2 事業実施主体：都道府県、市町村、団体

3 補助率： 1 / 2、定額

森林環境教育活動の条件整備促進対策事業（新規）

125,119千円

体験活動の場となる森林や指導者の募集・登録、森の子どもの受け入れ体制の整備、森林体験活動の場である学校林の整備・活用を実施し、森林環境教育活動を推進していくための条件整備を推進し、幅広い関係者の連携・協力による森林環境教育活動の促進を図ることとする

1 事業内容

(1) 森林環境教育活動の条件整備促進事業

森林や指導者の募集・登録、関連情報を一体的に提供するシステムの整備等
「森の子くらぶ活動」の受入体制の整備
森林環境教育に関する人材育成、全国情報の受発信等

(2) 学校林整備・活用推進事業

学校林の新規設置等のための相談窓口の設置、学校林活用のためのマニュアルの作成等
学校林を活用した交流活動の支援
学校林における森林ボランティアによる森林保全管理活動の推進

2 事業実施主体：都道府県、市町村、団体

3 補助率： 1 / 2、定額

地球温暖化防止のための緑づくり国民活動推進事業（新規）
510,000千円の内数（40,000千円）

国民参加の森林づくりの一環として、広範な国民が身近な森林を健全な炭素吸収源として整備する活動に直接参加する機会を提供することなどにより、地球温暖化防止をはじめとした森林の多面的機能の持続的発揮のための森林の整備・保全を進め、国際的な温暖化防止の強力な推進に資することとする。

1 事業内容

- (1) 青少年等による森林ボランティア活動の促進
- (2) 森林整備活動のための指導者の養成
- (3) 子ども森林サミットの開催等

2 事業実施主体：都道府県、市町村、団体

3 補助率： 1 / 2、定額

教育のもり整備事業

247,038千円

山村地域や都市近郊の里山林等において、子どもたちの継続的な体験活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備を実施する。

1 事業内容

森林環境教育など継続的な体験活動の場、知識から技術まで林業体験学習の場となる森林・施設の整備を次のメニューから実施内容を選択・組み合わせて整備する。

(実施メニュー)

実習林、観察林等の森林フィールド整備
森林整備、森林学習歩道、休憩施設、林間活動空間、ビオトープ等
学習展示施設
もりの科学館、学習展示品、林業体験施設
森林環境教育活動施設
観察施設、炭焼き体験施設、木工・自然素材の細工等文化体験施設
共同利用施設
取付・管理道路、駐車場、管理棟・案内所、給排水施設、衛生施設等

2 事業実施主体：都道府県、市町村等

3 補助率： 1 / 2、4 / 10、1 / 3

平成15年度森林・林業体験活動関係予算の概算要求の概要

(平成15年度概算要求額)

1. 森林・林業体験活動の支援体制整備対策(拡充) 299,692千円

森林・林業関係者が教育関係者やボランティア団体等と連携して、森林・林業に関する様々な体験学習・体験活動の機会を提供し得る体制づくりを緊急かつ総合的に推進。

(1) 森林・林業教育総合推進事業 70,159千円

年齢層に応じた体系的プログラムの開発と普及
教職員等を対象とした森林・林業教育セミナーの開催
学校と連携した森林・林業体験学習の実施等

(2) 森林環境教育活動の条件整備促進対策事業(拡充) 199,773千円

森林環境教育活動の条件整備促進事業(43,966千円)
・フィールド及び指導者の幅広い募集・登録と関連情報の一体的提供
・「森の子くらぶ活動」の受入体制の整備
・森林環境教育活動の企画運営を担当する人材の育成等

学校林整備・活用推進事業(拡充)(131,807千円)

- ・学校林の設置等のための相談窓口の設置
- ・学校林活用のためのマニュアル作成
- ・学校林の整備を行う森林ボランティア活動等
- ・学校林活動のための歩道等の環境整備

森の体験交流活動推進事業(新規)(24,000千円)

- ・滞在型体験交流活動の条件整備
- ・モデル事業の実施及び普及

(3) 国民参加の緑づくり活動推進事業

549,000千円の内数

青少年等による森林ボランティア活動の促進
森林整備活動のための指導者の養成
子ども森林サミットの開催等

2. 教育のもり整備事業 264,496千円

子どもたちの継続的な森林体験活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や林業後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設の整備を実施。

3. 青年森林協力隊活動推進事業(新規) 180,000千円

夏休みを中心として高校生が一定期間山村に滞在し、下刈り、除間伐等の森林保全活動等を実施。

4 . 関連する公共事業

(1) 森林空間総合整備事業 1,274,000千円
環境教育や健康づくり等の利用に配慮した森林空間の創出等。

(2) 共生保安林整備事業 (森の学習フィールド創出対策) 9,506,000千円の内数
森林環境教育活動等と連携し、森林体験学習等の場にも資する森林の整備等を実施。

子どもたちの海・水産業とのふれあい推進プロジェクト

1. 趣 旨

平成14年度の完全学校週5日制に向け、豊かな自然環境、伝統文化等の地域資源に恵まれた漁村において、子どもたちの体験学習活動を促進するため、文部科学省と水産庁が連携し、「子どもたちの海・水産業とのふれあい推進プロジェクト」により必要な施設整備等を実施しているところである。

水産基本法の制定を契機に、漁村における子どもたちの体験学習活動等を一層促進し、都市と漁村の共生・対流を加速するため、人材育成、体験学習の定着活動等を行う「漁村活性化推進事業（非公共）」を施設整備等と一体的に講じることで、プロジェクトの効果的な展開を図る。

2. 事業内容

(1) 「子どもたちの海」の調査・選定・登録

市区町村レベルで、漁港管理者、市区町村水産部局及び教育委員会関係部局等から構成される協議会を設置し、体験学習活動に適した「子どもたちの海」を調査・選定し、都道府県レベルの連絡会に登録を申請。

都道府県レベルの連絡会では、協議会から申請のあった「子どもたちの海」が適切と認められる場合にはこれを登録し、文部科学省及び水産庁に報告。

(2) 「子どもたちの海」の情報提供

協議会は、子どもたちの遊び体験の場としての利用にも配慮した「子どもたちの海」の整備、学校関係者等への情報提供等を実施。

連絡会は、子どもたちの遊び体験に適した「子どもたちの海」の所在地等の情報を全国で1,000箇所程度を目標に設置が進められている「子どもセンター」を通じて学校関係者等に情報を提供。

(3) 「子どもたちの海」の整備、活動支援

水産庁は、水産基盤整備事業、漁港漁村活性化対策事業等により、親水施設、休憩施設、交流施設等子どもたちの体験学習活動に活用できる施設の整備と人材育成、受入体制の整備等への取組を支援。

文部科学省は、所管の事業を活用し、「子どもたちの海」における地域全体の子どもたちの遊びや体験活動等を推進。

3. 事業実施主体

都道府県、市町村

4. 事業実施期間

平成12年度～

5. 補助率

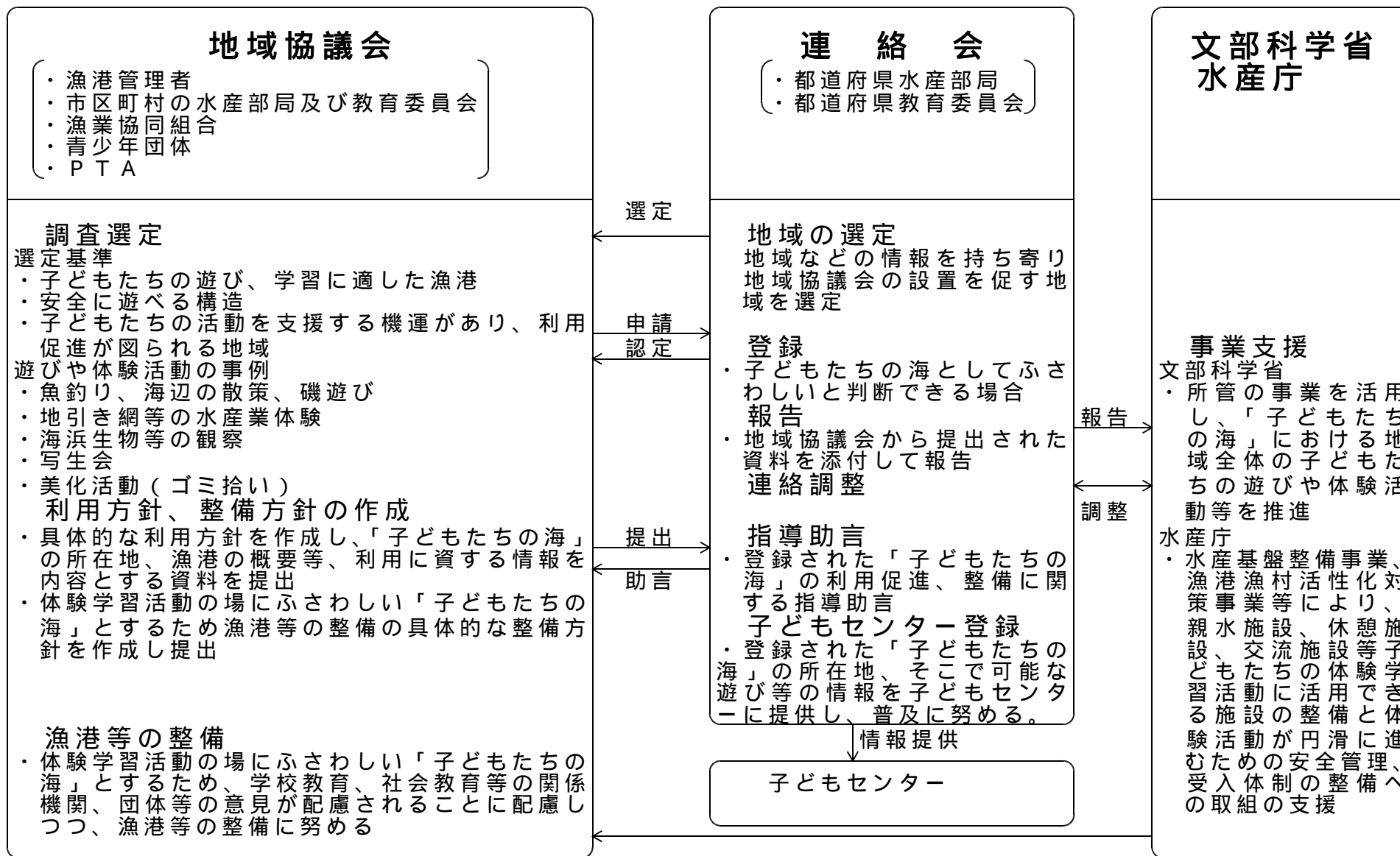
従来事業の補助率

6. 平成14年度概算決定額（平成13年度予算額）

各事業の概算決定額の内数（各事業の予算額の内数）

[水産庁防災漁村課]

子どもたちの海・水産業とのふれあい推進プロジェクト



**「子どもたちの海・水産業とのふれあい推進プロジェクト」
登録漁港一覧**

(H14.10時点)

県名	市町村名	漁港名
北海道	釧路市	<small>ちよのうら</small> 千代ノ浦漁港
岩手県	普代村	<small>ほりない</small> 堀内漁港
鳥取県	境港市	<small>さかい</small> 境漁港
鳥取県	岩美町	<small>ひがし</small> 東漁港
島根県	五箇村	<small>くみ</small> 久見漁港
徳島県	牟岐町	<small>むぎ</small> 牟岐漁港
長崎県	長崎市	<small>あば</small> 網場漁港
長崎県	高島町	<small>はえどまり</small> 南風泊漁港
長崎県	福江市	<small>おおはま</small> 大浜漁港
長崎県	若松町	<small>ひのしま</small> 日島漁港
長崎県	小値賀町	<small>のざき</small> 野崎漁港

子どもたちの海・水産業とのふれあい推進プロジェクト

～子どもたちを漁村の自然に親ませよう～

文部省



水産庁

(連携プロジェクト)



共同調査・選定

[子どもたちの海協議会]

- ・漁港管理者・教育関係者・市民等
- ・青少年団体関係者・市町村水産部局
- ・都道府県関係者・市町村関係者

登録

[水産部局・教育委員会]

情報提供

[子どもセンター]



保全・整備

[漁港管理者等]

・「子どもたちの海」はここだよ
地図

・こんな活動ができるよ

ボート遊び



干潟の観察



手づくり
いかだ



磯遊び



1 「子どもたちの海協議会」で漁港等を共同調査・選定し、登録へ!

2 各省庁の役割

水産庁 漁港等の施設を整備するなど、「子どもたちの海」の活用を推進

文部省 <全国子どもプラン>の施策の一環として、子どもの遊び・自然体験の場に関する情報提供

新漁村コミュニティ基盤整備事業(名称変更・拡充)

1. 趣旨

近年、漁村が有する自然等の資源が見直され、全ての世代が、その資源を体験し、生活のゆとりの向上を図ろうとする都市側の要請が高まっている。この要請は、国民に、漁村の公益的な多面的機能があることを認識してもらい、併せて、都市と漁村の対流により、地域の活性化を図る絶好の機会ともなっている。

特に、漁村の水産業及び自然等を体験する「体験学習」、漁村の自然を修復・保全する「自然との共生」、実際に、都市から転入し漁村の生活を満喫する「潮風生活」、漁村における安心安全で特長ある資源(ブランド)を都会にいながらにして入手できる「e-漁村ビジネス」、漁村資源を活用したタラソテラピー等による「癒し、健康づくり」に対するニーズが高まっている。

しかしながら、これらのニーズは、漁村・都市住民の直接の参画・推進による双方の理解と信頼の上に初めて可能となるものである上、今日の社会・経済状況の大きな変化により生じた新たなものであり、当該ニーズに適切に対応する手法や基盤整備が不十分であることが、大きな課題となっている。

このため、モデルとなる漁村を選定し、住民等の参加による事業計画を策定し、新漁村コミュニティ基盤整備事業を核として、地域の戦略的な取組を支援するソフト施策と一体的に展開し、住民参加型の漁村コミュニティづくりを推進する。

2. 事業内容

地域全体の振興計画に基づき、地域の暮らし、コミュニティの発展に密接に関連する生活基盤施設、交流基盤施設、情報基盤施設の整備を、地域の発想を重視しつつ、地域の特性等に応じて引き続き実施するとともに、新たに、

都市の地方公共団体による、漁業集落における体験学習施設の整備

海辺の資源を活用した健康増進施設(タラソテラピー施設等)の整備

UJIターン者の受入れ体制の整備を支援するため、UJIターン者の受入れ施設の整備を実施する。

3. 事業実施主体 地方公共団体、漁業協同組合 等

4. 事業実施期間 平成14年～18年度

5. 平成15年度要望額(前年度予算額)

1,924,537千円(1,000,000千円)

6. 補助率 1/2以内(ただし沖縄県は2/3以内)

[水産庁漁港漁場整備部防災漁村課]

漁村活性化推進事業のうち 漁村コミュニティ支援事業(新規)

1. 趣旨

近年、漁村が有する自然等の資源が見直され、全ての世代が、その資源を体験し、生活のゆとりの向上を図ろうとする都市側の要請が高まっている。この要請は、国民に、漁村の公益的な多面的機能があることを認識してもらい、併せて、都市と漁村の対流により、地域の活性化を図る絶好の機会ともなっている。

特に、漁村の水産業及び自然等を体験学習する「体験学習」、漁村の自然を修復・保全する「自然との共生」、実際に、都市から転入し漁村の生活を満喫する「潮風生活」、漁村における安心安全で特長ある資源(ブランド)を都会にいながらにして入手できる「e-漁村ビジネス」、漁村資源を活用したタラソセラピー等による「癒し、健康づくり」に対するニーズが高まっている。

しかしながら、これらのニーズは、漁村・都市住民の直接の参画・推進による双方の理解と信頼の上に初めて可能となるものである上、今日の社会・経済状況の大きな変化により生じた新たなものであり、当該ニーズに適切に対応する手法や基盤整備が不十分であることが、大きな課題となっている。

このため、都市漁村交流の促進を図るため、漁村側受入体制の整備と交流活動の促進・定着を図るための取組を支援するとともに、モデルとなる漁村を選定し、住民等の参加による事業計画を策定し、新漁村コミュニティ基盤整備事業を核として、地域の戦略的な取組の支援を本事業において推進する。

2. 事業内容

(1) 地域振興計画策事業

地域資源を活用した個性あるコミュニティづくりを実施するための計画策定協議会の開催

(2) 海のマイスター支援事業

体験学習等の際のガイドとなる漁村資源を熟知した「海のマイスター」の活動支援

(3) なぎさの平和部隊支援事業

砂浜、緑地、その他体験施設の維持・管理を行うNPO等の活動の支援

(4) e-漁村ビジネス支援事業

地域ブランドの情報整理・ソフト作成、情報の収集、整理、提供に必要なシステム

(5) 癒し健康づくり支援事業

癒し健康づくりモデル漁村において実施するPR活動を支援

(6) 都市漁村交流対策事業

都市と漁村の交流のための普及啓発活動、交流イベントの開催、漁業との調整等を行うとともに、交流活動の促進・定着に向けた取組を支援

3. 事業実施主体 地方公共団体、漁業協同組合 等

4. 事業実施期間 平成15年度～平成18年度

5. 平成15年度要求額(前年度予算額) 165,000千円 (0千円)

6. 補助率 1/2以内

[水産庁漁港漁場整備部防災漁村課]

森林で遊んで、学んで、楽しむ

遊々の森



国民の森林・国有林

林野庁

自然にふれ、遊んで学ぶ…「遊々の森」で体験学習を!

森林の中で遊びたい、森林とふれあいたい、森林の豊かさを理解したい、という子どもたちの声に応え、国有林をフィールドとして提供するものです。学校関係者の皆さんが中心となり、さまざまなアイデアを活かして、遊んで、学んで、楽しみながら、森林内での体験活動や学習活動が行えます。



「遊々の森」で遊ぼう、学ぼう!!



「遊々の森」体験活動



「遊々の森」の概要

「遊々の森」は、国有林の豊かな森林環境を子どもたちに提供して、様々な自然体験や自然学習を進めていただく仕組みです。

🌳 手続き

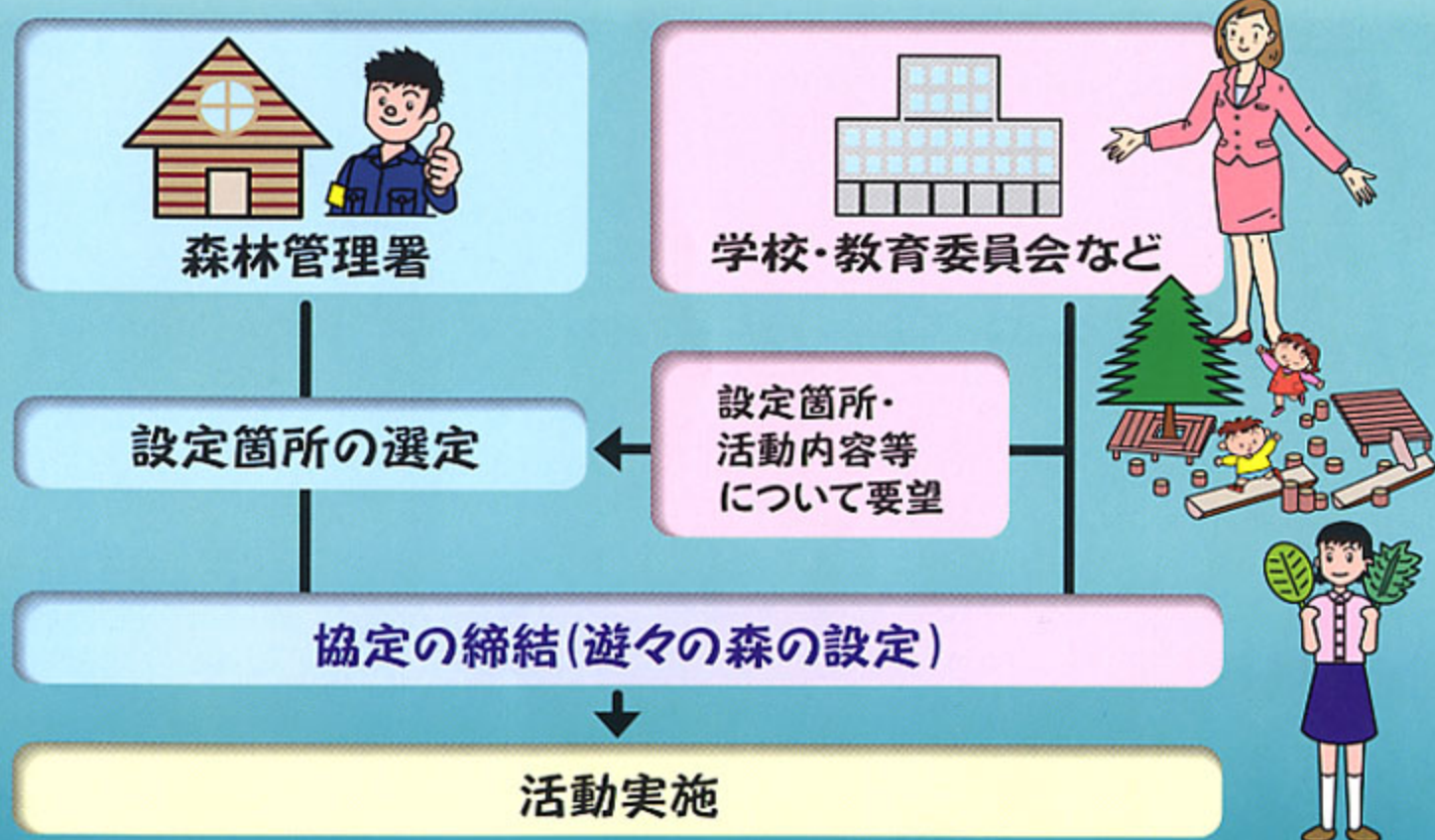
- 利用を希望される学校（地方公共団体、教育委員会、学校法人等でもかまいません）と森林管理署が相談のうえ、「遊々の森」の箇所を決めます。
- 森林管理署と活動の実施などに関する協定（5年以内）を締結していただきます。
- 「遊々の森」には、趣向をこらした名称を付けることができます。

🌳 活動の実施など

- 「遊々の森」では、植樹、下刈などの体験林業、野生動植物の観察、ネイチャーゲーム、隠れ家づくり、沢あそびなど森林の中で遊び、学ぶ活動がいつでも実施可能です。
- 「総合的な学習の時間」での体験活動や緑の少年団を通じた学校外の体験活動の場として利用できます。
- 森林管理署が、助言、活動プログラムの提供、指導者の紹介、必要な情報提供などのサポートを行います。



「遊々の森」協定締結、活動実施の流れ



「遊々の森」Q&A

Q 「遊々の森」って何ですか？

A 豊かな森林環境に恵まれた国有林野は、子どもたちの「生きる力」をはぐくむために体験活動を行う最適のフィールドです。

「遊々の森」は、学校等が森林管理署と協定を締結することにより、学校教育における「総合的な学習の時間」などの中で、様々な体験活動や学習活動を行うフィールドとして継続的に利用できるようにしたものです。

Q どのような場所に設定できるのですか？

A 活動の内容に幅広く対応するため、人工林から天然林まで国有林全般で設定可能です。

近くに国有林がない場合でも、例えば自治体が所有している「少年自然の家」の近くや姉妹校、姉妹市町村などが所在する地域の国有林に設定することが可能です。

なお、貴重な野生動植物が生息・生育する森林などではご遠慮いただく場合があります。

Q どのような活動ができますか？

A 法令に違反する行為や自然環境を破壊するような行為をしなければ、学校や子どもたちの創意工夫により、左のページのイラストのような様々な体験活動や学習活動が行えます。

また、活動の一環として、標識やベンチなどの軽微な施設を設置できます。



Q 学校分収造林とは違うのですか？

A 学校分収造林は、将来伐採して収益を分収することを目的として、長期にわたって森林を育てていただくものですが、「遊々の森」は、森林内での様々な体験活動や学習活動を行う場として利用していただくものです。このため、例えば、林業体験を行う学校分収造林の近くの自然林や湿地などに「遊々の森」を設定していただき、自然学習などの活動をあわせて行うことができます。

Q 参考になる教材などありますか？

A 森林の役割、森林と人との関わり、体験活動のメニューなどについて、分かりやすく楽しく学べる手引き書やパンフレット、指導者が活用できるマニュアルなどを森林管理局や森林管理署で紹介いたします。

Q 活動経費の助成はありますか？

A 森林管理局・森林管理署から経費の助成をするものではありませんが、地方公共団体が実施している体験活動や学習活動を対象とした補助事業等を活用していただくこともあります。

Q どこに問い合わせればよいのですか？

A 全国の森林管理局・森林管理署では、「相談窓口」を設置し、森林環境教育に関する相談を受け付けています。

「遊々の森」については、森林管理署にご相談下さい。関係する森林管理署がお分かりにならない場合は、次のページの森林管理局にお問い合わせいただければ、連絡先をご案内いたします。

なお、ご相談の際には、次の事項等についてお伺いする場合がありますので、あらかじめご留意下さい。

- 学校等の概要（児童・生徒数等）
- 設定地域の希望
- 想定している体験活動
- その他（指導者、教材、資器材の有無等）

「遊々の森」のお申し込み・お問い合わせ

①北海道森林管理局

指導普及課 ☎011 (622) 5245
<http://www.dokyoku.go.jp/>

②旭川分局

指導計画第1課 ☎0166 (61) 8224
<http://www.info-forestry.go.jp/>

③北見分局

指導計画第2課 ☎0157 (24) 7242
<http://www.d3.dion.ne.jp/kitamori/>

④帯広分局

指導計画第3課 ☎0155 (23) 5829
<http://www.obihiro.go.jp/>

⑤函館分局

指導計画第4課 ☎0138 (51) 9087
<http://www.mori2-hakodate.go.jp/>

⑥東北森林管理局

指導普及課 ☎018 (836) 2214
<http://www.touhoku-shinrin.com/>

⑦青森分局

指導普及課 ☎017 (781) 6784
<http://www.jomon.ne.jp/eirin001/>

⑧関東森林管理局

指導普及課 ☎027 (210) 1175
<http://www.fakanto.go.jp/>

⑨東京分局

指導普及課 ☎03 (3699) 2558
<http://www.shinrintokyo.go.jp/>

⑩中部森林管理局

指導普及第1課 ☎026 (236) 2636
<http://www.chubu-forest.go.jp/>

⑪名古屋分局

指導普及第2課 ☎052 (683) 9215
<http://www.mori758.go.jp/>

⑫近畿中国森林管理局

指導普及課 ☎06 (6881) 3480
<http://bizweb.justnet.ne.jp/osakaf/>

⑬四国森林管理局

指導普及課 ☎088 (821) 2121
<http://www.inforiyoma.or.jp/eirin/>

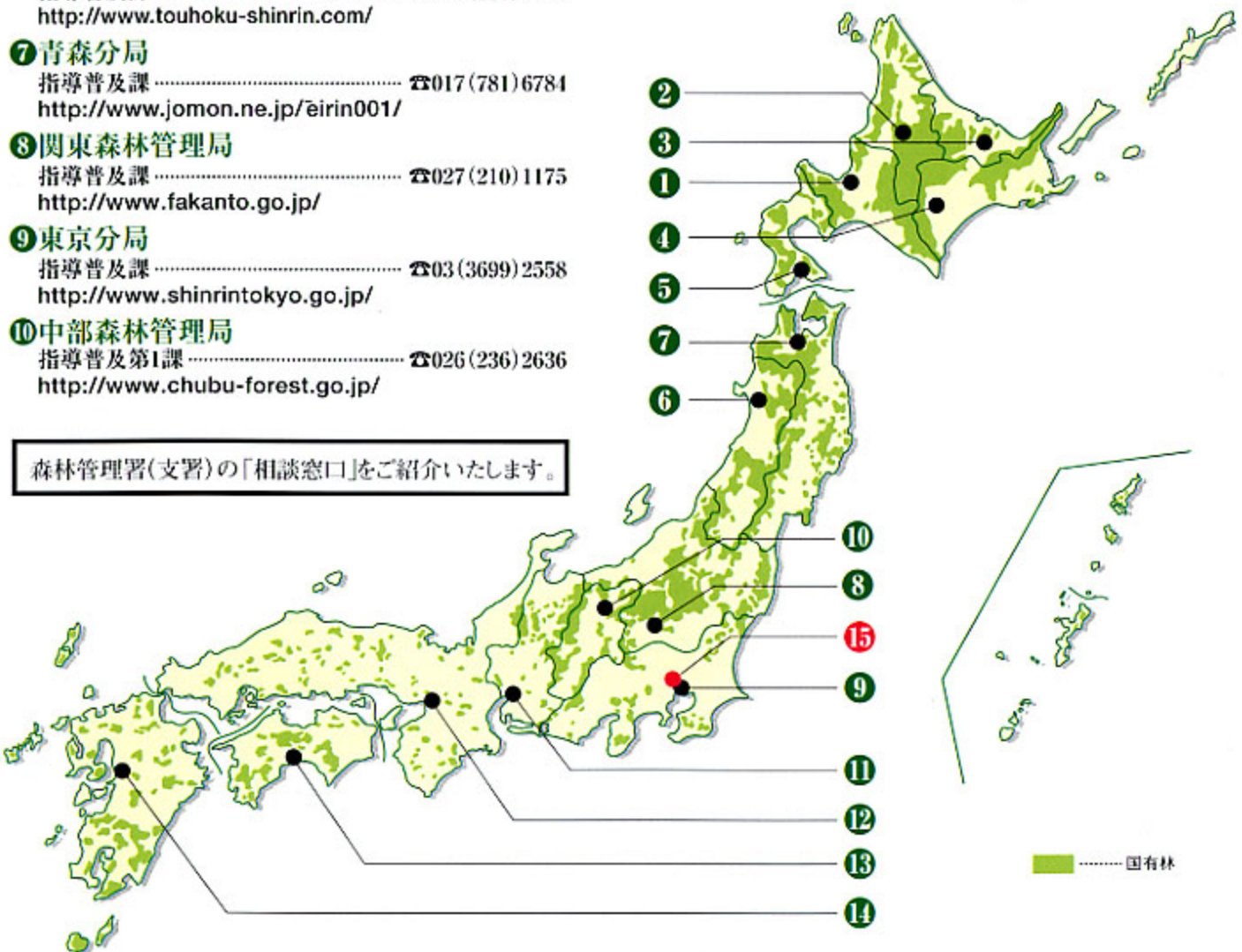
⑭九州森林管理局

指導普及課 ☎096 (328) 3591
<http://www.infobears.ne.jp/rinkuma/>

⑮林野庁

国有林野総合利用推進室 ☎03 (3503) 2038
<http://kokuyurin.jca.ne.jp/>

森林管理署(支署)の「相談窓口」をご紹介します。



このパンフレットに関するお問い合わせは

林野庁 〒100-8952 東京都千代田区霞が関1-2-1 TEL 03-3502-8111(代表)
 国有林野部 業務課
 国有林野総合利用推進室 国有林野総合利用企画班(内線6568)